

別紙

諮問第614号、第615号

答 申

1 審査会の結論

「請求人の立証活動が充分に行えないようにしたことに係る全ての個人情報」及び「審査員等が処分者に偏向した裁決を行ったことに関係する全ての個人情報」について、それぞれ不存在を理由として非開示とした決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「開示請求者が（審査）請求人である平成〇年（不）第〇号事件の審査請求において、身内組織である〇〇の犯罪行為を隠ぺいするために、都人事委員会事務局が処分者（都人事部）側に加担して防犯ビデオの検証を回避したことにより、請求人の立証活動が充分に行えないようにしたことに係る全ての個人情報」（以下「本件請求個人情報1」という。）の開示請求（以下「本件開示請求1」という。）及び「開示請求者が（審査）請求人である平成〇年（不）第〇号事件の審査請求において、処分者側にとって不都合な事実（軽微な事件であった本件を報道機関へ公表したという人権侵害行為や〇ヵ月も後に発生した事件と同時に処分したという職権濫用行為等）に係る妥当性の検討を回避することにより、審査員等が処分者に偏向したイカサマ裁決を行ったことに関係する全ての個人情報」（以下「本件請求個人情報2」という。）の開示請求（以下「本件開示請求2」という。）に対し、東京都人事委員会が平成29年8月24日付けで行った非開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりで

ある。

## ア 審査請求書

### (ア) 諮問第614号

#### a 趣旨

本件開示請求1に係る非開示決定を取り消し、審査請求人が請求した保有個人情報情報を全て開示せよ。

#### b 理由

「請求に係る保有個人情報については、作成及び取得しておらず、存在しない。」というが、防犯ビデオの確認を行えば、審査請求人と実施機関との主張の乖離に関する検証を容易に行うことができたのだから、この防犯ビデオの確認に関する文書等が全くないのは不自然である。

よって、本件開示請求について文書を作成していないというのは建前であり、実際のところ実施機関は同文書を作成しているが、これを開示すると実施機関の不適切な対応の是非等を追及されることにつながり、自身に都合の悪い事態に陥るため、このような事態を回避すべく本件の理由（文書不作成等）により開示を拒否したと考えられる。しかし、このような理由による非開示決定は、都民の理解と批判のもとでの公正で透明な都政の実現を目指している東京都情報公開条例1条の趣旨に真っ向から反するものであり、違法であることは明らかである。よって、開示請求者でもある審査請求人は、本件の非開示決定の取消しを求めて、審査請求を行うこととした。

### (イ) 諮問第615号

#### a 趣旨

本件開示請求2に係る非開示決定を取り消し、審査請求人が請求した保有個人情報情報を全て開示せよ。

#### b 理由

「請求に係る保有個人情報については、作成及び取得しておらず、存在しな

い。」というが、実施機関が処分者側に不都合な事実の検証を回避しイカサマ裁決を行ったことは、防犯ビデオの検証の回避や処分者側に偏向した証人尋問等、審査請求人が再三指摘した事実から明らかである。

よって、本件開示請求について文書を作成していないというのは建前であり、実際のところ実施機関に当件に関連する文書は存在しているが、これを開示すると実施機関の責任問題を追及されることにつながり、自身に都合の悪い事態に陥るため、このような事態を回避すべく本件の理由（文書不作成等）により開示を拒否したと考えられる。しかし、このような理由による非開示決定は、都民の理解と批判のもとでの公正で透明な都政の実現を目指している東京都情報公開条例1条の趣旨に真っ向から反するものであり、違法であることは明らかである。よって、開示請求者でもある審査請求人は、本件の非開示決定の取消しを求めて、審査請求を行うこととした。

## イ 意見書

### (ア) 諮問第614号

実施機関は、「『平成〇年（不）第〇号の審査請求において、身内組織である〇〇の犯罪行為を隠蔽するために、処分庁に加担して防犯ビデオの検証を回避したことにより、請求人の立証活動を十分に行えないようにした』と審査請求人は主張しているが、そのような事実はない。」と主張しているが、これは完全に事実と反する。実施機関は本件以外でも処分者に偏向した審査手続を乱発し、これによってイカサマ裁決が下されている。よって、実施機関の主張は自身の偏向イカサマ裁決を隠蔽するための詭弁であるから、失当である。

また、平成〇年（不）第〇号の審査請求において、処分者に偏向した手続、裁決が行われたのは紛れもない事実であるのだから、これに関連する裁決判断資料等も当然作成し存在しているはずである。よって、「請求に係る保有個人情報を作成・取得しておらず、存在しない」という処分庁の主張は虚偽であるから失当である。

### (イ) 諮問第615号

実施機関は「（審査請求書の『処分者に偏向したイカサマ裁決』等の）文言

が単に審査請求人の意見が表明されているだけでなく、本件開示請求における対象保有個人情報を特定、限定するためのものと解さざるを得ない。」と主張しているが、審査請求書の文言は開示情報にメリハリをつけるために記載したものであり、開示情報を特定、限定するためのものではない。ましてや非開示対応の理由に悪用するためのものではない。この点、処分庁の主張は、審査請求人の審査請求書記載文言の趣旨を曲解し、非開示対応する口実にするための詭弁であると認定できるから、失当である。

また、実施機関は「平成〇年（不）第〇号の審査請求において、『処分者側にとって不都合な事実に係る妥当性の検討を回避したこと』や『審査員等が処分者に偏向したイカサマ裁決を行ったこと』の事実はない。」と主張しているが、これは完全に事実と反する。処分者に偏向した審査手続が多々行われ、イカサマ裁決が下されている。よって、実施機関の主張は自身の偏向イカサマ裁決を隠蔽するための詭弁であるから、失当である。

最後に、平成〇年（不）第〇号の審査請求において、処分者に偏向した手続、裁決が行われたのは紛れもない事実であるのだから、これに関連する裁決判断資料等も当然作成し存在しているはずである。よって、「請求に係る保有個人情報を作成・取得しておらず、存在しない」という処分庁の主張は虚偽であるから失当である。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

#### (1) 諮問第614号

審査請求人は、本件開示請求において、請求に係る保有個人情報の内容を「平成〇年（不）第〇号事件の審査請求（以下「別件審査請求」という。）において、身内組織である〇〇の犯罪行為を隠ぺいするために、都人事委員会事務局が処分者に加担して犯罪ビデオの検証を回避したことにより、請求人の立証活動が充分に行えないようにしたこと」としているが、そのような事実はない。

したがって、請求に係る保有個人情報は作成及び取得しておらず、存在しないことから、条例14条1項の規定により、本件処分を行ったものである。

## (2) 諮問第615号

審査請求人は、本件開示請求と同時に複数の開示請求を行っており、その中の一つにおいて「開示請求者が（審査）請求人である平成〇年（不）第〇号事件の審査請求において、平成〇年〇月〇日の申し立てから平成〇年〇月〇日付の裁決を行うまでに人事委員会事務局が使用・作成した全ての個人情報」に係る開示請求（以下「別件開示請求」という。）を行っている。

このことを踏まえると、本件開示請求を行う趣旨は、「処分者側にとって不都合な事実に係る妥当性の検討を回避すること」、「審査員等が処分者に偏向したイカサマ裁決を行ったこと」との文言が単に審査請求人の意見が表明されているだけではなく、本件開示請求に係る対象保有個人情報を特定、限定するためのものであると解さざるを得ない。そうとすれば、別件審査請求において、「処分者側にとって不都合な事実に係る妥当性の検討を回避したこと」や「審査員等が処分者に偏向したイカサマ裁決を行ったこと」の事実はない。

したがって、請求に係る保有個人情報は作成及び取得しておらず、存在しないことから、条例14条1項の規定により、本件処分を行ったものである。

なお、別件開示請求に対しては、24件の保有個人情報を特定の上、開示、一部開示又は非開示決定を行っている。

## 4 審査会の判断

### (1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年12月27日	諮問（諮問第614号及び第615号）
平成30年 8月31日	実施機関から理由説明書收受（諮問第614号及び第615号）
平成30年12月12日	審査請求人から意見書收受（諮問第614号及び第615号）

平成31年 1月24日	新規概要説明（第191回第二部会）
平成31年 2月22日	審議（第192回第二部会）
令和 元年 5月10日	審議（第193回第二部会）

## （２）審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 審査会の審議について

審査請求人は、本件開示請求1及び2と同時に関連する別件開示請求を行い、これに対し実施機関が行った非開示決定処分についても、審査請求を行った（以下、当該審査請求に係る諮問を「諮問第611号」という。）。

本件諮問第614号及び第615号並びに諮問第611号については、審査請求人及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会はこれらを併せて審議し、その上で本件諮問第614号及び第615号については、併せて答申することとした。

### イ 地方公務員法に定める不利益処分に関する審査請求

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）は、29条1項で職員に対する懲戒処分の定めを置き、49条で「任命権者は、職員に対し、懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を行う場合においては、その際、その職員に対し処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。」と規定した上で、49条の2第1項において「前条第1項に規定する処分を受けた職員は、人事委員会又は公平委員会に対してのみ審査請求をすることができる。」と規定している。

実施機関である東京都人事委員会は、法51条に基づき、法49条の2第1項に規定する審査請求に関し必要な事項を定めるものとして審査請求規則を定め、これにより審査請求に係る審査を行っている。

ウ 本件開示請求 1 及び 2 に係る決定について

実施機関は、本件開示請求 1 に対し、本件請求個人情報 1 が不存在であることを理由とする非開示決定（以下「本件非開示決定 1」という。）を、本件開示請求 2 に対し、本件請求個人情報 2 が不存在であることを理由とする非開示決定（以下「本件非開示決定 2」という。）を行った。

エ 本件請求個人情報 1 及び 2 の不存在妥当性について

実施機関に事務局をして確認させたところ、別件審査請求の提起から裁決に至るまでに作成、取得した文書に記録された、審査請求人を本人とする個人情報については、実施機関は別件開示請求において、全てを特定し、決定を行っているとのことである。

審査会が本件開示請求 1 及び 2 に係る開示請求書をそれぞれ見分したところ、本件開示請求 1 及び 2 はいずれも別件審査請求に係る情報について、それぞれ異なった視点で請求したものと解され、これらの請求に係る保有個人情報として、別件開示請求において特定した保有個人情報の全部又は一部が該当するものと考えられる。

また、本件開示請求 1 及び 2 が別件開示請求と同時に行われたものであること及び、別件開示請求において別件審査請求に係る情報の全てを特定し、決定を行ったことを踏まえると、本件請求個人情報 1 及び 2 が不存在であることを理由として行った本件非開示決定 1 及び 2 は、別件開示請求において特定した保有個人情報の他に特定すべき情報が無いという意味において妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、条例に基づく保有個人情報の開示請求制度（以下「本制度」という。）は、訂正請求及び利用停止請求の制度と相まって、個人が、実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報につき、その正確性や事務における取扱いの適正性を確認し、かつ確

保するための手段を整備することにより、個人の権利利益を保護しようとする趣旨に出たものである。

審査請求人は、別件開示請求により、別件審査請求に係る保有個人情報の全てを請求した上で、更に本件開示請求1及び2により、別件審査請求に係る情報を視点を変えて請求しているが、その対象となるべき保有個人情報は、別件開示請求で対象となった保有個人情報の他に存在しないと考えられ、審査請求人は結果として同時に重複した開示請求を行ったものと言える。このような重複した開示請求を行うことは、保有個人情報の正確性や事務における取扱いの適正性を確認する目的とは考えられず、審査請求人の権利利益の保護に資するものとは言い難い。

本制度の趣旨は前記のとおりであるから、開示請求の際は、その請求内容を吟味した上で、条例の趣旨に沿い、適正に本制度を利用することが望まれる。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子